

岩手県主要農作物等の種子等に関する条例施行規則をここに公布する。

令和3年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第25号

岩手県主要農作物等の種子等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、岩手県主要農作物等の種子等に関する条例（令和3年岩手県条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(種子生産ほ場の指定の申請)

第2条 条例第7条第2項の規定による申請は、次に掲げる事項を記載した別に定める様式による指定種子生産ほ場指定申請書により行わなければならない。

(1) 指定を受けようとするほ場の所在地及び面積並びに当該ほ場において生産しようとする主要農作物の種子の種類及び品種の名称

(2) 主要農作物ごとの4年間の採種の計画

(3) 主要農作物の採種に関する経験

(4) その他知事の定める事項

2 前項の申請は、次の各号に掲げる主要農作物の区分に応じ、当該各号に定める日までに行わなければならない。

(1) 稲、大麦（春まきのものに限る。）、小麦（春まきのものに限る。）及び大豆 指定種子生産ほ場の指定を受けようとする年の2月末日

(2) 大麦（春まきものを除く。）及び小麦（春まきものを除く。） 指定種子生産ほ場の指定を受けようとする年の8月末日

3 知事は、第1項の申請があった場合において、当該申請に係るほ場を指定し、又は指定しないこととしたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。